

第47号議案

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月27日

品川区長 濱 野 健

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年品川区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第3条第1項第1号中「児童1人につき、別表第1に定める額」を「零」に改め、同項第2号アおよびイ中「別表第2」を「別表第1」に改め、同項第3号アおよびイ中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条第2項中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条第3項中「第3階層(1)、別表第2の」を削り、「別表第3」を「別表第2」に、「別表第2」を「別表第1」に改め、「または特定教育もしくは特別利用地域型保育を受けた1号認定子どもにあつては別表第1の第3階層(1)および第3階層(2)に属する世帯」を削り、「次項および別表第5から別表第8まで」を「別表第4から別表第6まで」に、「別表第5」を「別表第4」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「第1項から第3項まで」

を「前3項」に、「別表第2」を「別表第1」に、「別表第3」を「別表第2」に、「別表第6」を「別表第5」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項および第7項を削り、同条第8項中「別表第2」を「別表第1」に、「別表第8」を「別表第6」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第2項および第3項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を削る。

別表第2中	「	2,500円	2,500円	を
		3,500円	3,500円	
		6,700円	6,700円	
		8,800円	8,500円	
		8,800円	8,500円	
		11,100円	11,000円	
		13,000円	12,900円	
		13,000円	12,900円	
		15,200円	15,000円	
		17,100円	17,000円	
		18,900円	18,800円	
		20,300円	20,200円	
		21,800円	21,500円	
		23,400円	21,500円	
		24,800円	21,500円	
		25,900円	21,500円	
		27,100円	21,500円	
		27,100円	21,500円	
		27,100円	21,500円	
		28,200円	22,400円	
	28,200円	22,400円		
	28,200円	22,400円		
	28,200円	22,400円		
	28,200円	22,400円		
	28,200円	22,400円		
	30,800円	24,900円		

備考

- 1 この表および次表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項および附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。）の額をいう。

なお、地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。
- 2 この表および次表の適用に当たっては、前号の規定にかかわらず、1月1日現在において所得割の税率が品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）第18条に規定する税率と異なる地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市に住所を有していた者の所得割の額は、1月1日現在において品川区に住所を有していたものとして計算する。
- 3 3歳未満児および3歳児として入所した児童については、当該年度中は、同一年齢とみなしてこの表および次表を適用する。
- 4 4月から8月までの月分の利用者負担額を決定する場合については、「今年度分」とあるのは「前年度分」と読み替えてこの表および次表を適用する。

別表第3中

2,000円	2,000円
2,800円	2,800円
5,360円	5,360円
7,040円	6,800円
7,040円	6,800円
8,880円	8,800円
10,400円	10,320円
10,400円	10,320円
12,160円	12,000円
13,680円	13,600円
15,120円	15,040円
16,240円	16,160円
17,440円	17,200円
18,720円	17,200円
19,840円	17,200円
20,720円	17,200円
21,680円	17,200円
21,680円	17,200円
21,680円	17,200円
22,560円	17,920円
22,560円	17,920円
22,560円	17,920円
22,560円	17,920円
22,560円	17,920円
22,560円	17,920円
24,640円	19,920円
27,360円	22,640円
28,400円	24,000円
29,440円	25,280円

を

0円	0円
0円	0円
0円	0円
0円	0円
0円	0円

別表第7を削る。

別表第8中「6,000円」および「4,800円」を「0円」に改め、同表を別表第6とする。

付 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条、付則第2項および第3項ならびに別表第1から別表第6までの規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担額について適用し、同年9月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

(説明) 満3歳以上の児童の利用者負担額を無償化する必要がある。